

草の根技術協力事業業務委託契約にかかる契約書類等の改定内容（本体契約）

2024年7月

調達・派遣業務部

【2024年6月改定の背景】

本体契約

- 概算払について、概算払の支払い対象期間（四半期）の定めを撤廃し、1会計年度内に上限2回とする。
- 部分払について、部分払の支払い対象期間（四半期）の定めを撤廃する。
- 「経理ガイドライン」について、受託者にとって分かりやすいものとするため、「契約管理ガイドライン」「経理処理ガイドライン」として整理する。また共通仕様書には、適用するガイドラインの作成年月の明記があったが削除する。
- 安全対策について、安全管理部による「海外渡航管理システム」の導入により、連絡体制及び緊急連絡網の紙での提出、「現地業務連絡届」の提出が不要になったため、提出書類及び安全対策条項から関連する記載を削除する。また、同システムの導入により、外務省旅行登録システム「たびレジ」への渡航情報の登録の必要がなくなったため、安全対策条項から記載を削除する。
- 物品管理：2024年4月1日付で物品管理に関する執務要領が改定されたところ、同内容を踏まえた内容に修正する。

【2024年6月主な改定内容】

本体契約 契約書雛型

第3条	「四半期部分払」の表記を「部分払」とする。
第4条	契約約款の改定に伴い、読替規定を削除する。

本体契約 契約約款

- 概算払の支払対象期間（四半期）の定めを廃止する改定

第11条	（概算払）第1項及び第2項において「四半期」を削除する。
------	------------------------------

- 「四半期部分払」を「部分払」とする改定

第13条（支払）	「四半期部分払」を「部分払」とする。
第14条	見出しの「（四半期部分払）」を「（部分払）」とし、全文修正する。
第19条（委託者の解除権）第3項	「四半期部分払」を「部分払」とする。

- 支出状況報告書は第13条の支払及び第14条の部分払の場合には提出を不要とし、概算払の場合には「四半期毎」の提出を「概算払毎」の提出とする改定

第11条第2項	「四半期部分払」を「部分払」とする。
第12条の2	見出しの「（四半期支出状況の確認）」を「（支出状況の確認）」とし、第1項の冒頭に「第11条に規定する概算払をする場合には、」を追記し、第1項、第2項及び第3項の「四半期支出状況報告書」の「四半期」を削除する。

(4) 安全対策に係る改定

第17条第2項	削除する。
---------	-------

(5) 改定前の契約書第4条の読替規定を約款に反映する改定

第18条第7項	「第20条第3項」を削除する。
---------	-----------------

本体契約 共通仕様書

(1) 「契約・経理ガイドライン」に係る改定

第8条の第2号	<ul style="list-style-type: none">・「経理ガイドライン」を「契約管理ガイドライン」「経理処理ガイドライン」とする。・ガイドラインの作成年月の記載を削除する。
---------	--

(2) 安全対策に係る改定

第7条	「現地業務連絡届」を削除の上、第9条第1項第2号を削除。
第9条第1項第4号	外務省旅行登録システム「たびレジ」に係る文言を削除し、安全管理部の「海外渡航管理システム」の入力に係る文言を追加する。
第9条第1項第5号	PARTNERに係る文言を削除し、発注者のウェブサイト上で提供するとの文言を追加する。

(3) 物品管理に係る改定

第4条	貸与物品リストに記録する対象を1件5万円から20万円以上のものに修正し、5万円未満で使用期間が11年以上のものについては削除する。また、パソコン及び携帯電話については業務上必要と判断された場合を明記し、記載対象として追記する。
-----	---

以上